

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年七月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	久喜市大字高柳字田中一八八〇番一 地 先から同市大字高柳字田中一八八一 番 一 地 先 ま で
供用開始の期日	平成三十年七月三日
備考	平成三十年六月十九日付け埼玉県杉戸 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 十 一 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 供 用 開 始 で あ る。 延 長 八 三 ・ 一 五 メ ー ト ル